

## 意見募集要領

### 1. 意見募集対象

「相模川・中津川河川整備計画（骨子）」（別添資料1）

### 2. 意見募集の期間

平成29年8月1日（火）～平成29年8月30日（水） 18:00必着  
（郵送の場合は当日消印まで有効）

### 3. 意見の提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入いただくか、下記①から⑥をご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記4.までご提出ください。

- ①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
  - ②住所（都道府県・市区町村）
  - ③電話番号又はメールアドレス
  - ④年代（20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上）（企業・団体の場合は不要）
  - ⑤性別（企業・団体の場合は不要）
  - ⑥意見
- ・「相模川・中津川河川整備計画（骨子）」（別添資料2）の該当箇所（頁、行）をお示しの上、ご意見をご記入ください。

### 4. 提出先

○郵送の場合

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

「相模川・中津川河川整備計画（骨子）」事務局 宛

○ファクシミリの場合

045-503-4010

○電子メールの場合

[ktr-keihin-kannai@mlit.go.jp](mailto:ktr-keihin-kannai@mlit.go.jp)

（件名に「相模川・中津川河川整備計画（骨子）」事務局 宛と明記ください。）

### 5. 注意事項

- ①一つのご意見はできるだけ200文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③いただいたご意見とともに、属性（都道府県、市区町村、年代、性別）を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑥期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記ご意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容

- ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

## 6. 資料の入手方法

### ①インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局HP <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

→ 河川→ 社会資本整備→ 河川整備基本方針、整備計画→ 相模川水系相模川・中津川河川整備計画  
→ 相模川・中津川河川整備計画（骨子）に対する意見募集について

### ②資料の入手場所

募集期間中（土日祝日を除く9時30分から17時00分まで）は、以下の場所において、「意見募集要領」、「意見提出様式」及び「相模川・中津川河川整備計画（骨子）」（別添資料2）については入手が可能です。

- ・関東地方整備局17階文書閲覧室（埼玉県さいたま市中央区新都心2-1）
- ・京浜河川事務所 1階ロビー（神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1）
  
- ・神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課（神奈川県横浜市中区日本大通1）

### <意見募集手続等に関する問い合わせ>

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 計画課 手島、武田  
TEL：045-503-4000（代表）、内線 266, 262

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課 伊藤、東山  
TEL：045-210-6479